

# 災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書

平成 年 月 日

税務署長

〒  
住所

氏名 電話

第70条の7第30項 認定贈与承継会社  
 租税特別措置法 第70条の7の2第31項 の規定の適用を受けたいので 認定承継会社 が、  
 第70条の7の4第16項 認定相続承継会社

次に掲げる場合に該当することを確認し、この書類の記載事項を記載した上で関係書類を添付して届け出ます。

## 1 災害等により被害を受けた会社に関する事項

① 名称	③ 対象となる会社の種別	<input type="checkbox"/> 認定贈与承継会社 <input type="checkbox"/> 認定承継会社 <input type="checkbox"/> 認定相続承継会社
② 本店の所在地	④ 特例対象の非上場株式等の取得年月日 ※	平成 年 月 日 (平成 年 月 日)

※ ③が「認定相続承継会社」の場合にはカッコ内に相続開始の日も併せて記載してください。

## 2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様

次の場合の区分に応じて、それぞれいずれかの「確認事項」欄について記入してください。

### (1) 災害によって被害を受けた事業用資産が総資産の30%以上である場合（貸借対照表の帳簿価額で判定します。）

確認事項	① 災害が発生した年月日	平成 年 月 日
	② 災害が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度終了の時点における総資産の価額	円
	③ 災害により滅失をした資産の価額の合計額 (注) 1 滅失には、通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。 2 資産には、措置法第70条の7第2項第8号ロに規定する特定資産を含みません。	円
	④ $(③ \div ②) \times 100$	30%以上で、 あれば適用可。 → %

### (2) 災害によって被害を受けた事業所で雇用されていた常時使用従業員の数が常時使用従業員の総数の20%以上である場合（上記(1)に該当する場合を除きます。）

確認事項	① 災害が発生した年月日	平成 年 月 日
	② 災害が発生した日の前日における常時使用従業員の総数	人
	③ 災害により滅失又は損壊をした事業所 <sup>(注)</sup> において、その災害が発生した日の前日に使用していた常時使用従業員の数 (注) 災害が発生した日から同日以後6か月を経過する日までの間継続して常時使用従業員が本来の業務に従事することができないと認められる事業所をいいます。	人
	④ $(③ \div ②) \times 100$	20%以上で、 あれば適用可。 → %

### (3) 中小企業信用保険法第2条第5項第1号又は第2号のいずれかの事由に該当し、特定日以後6か月間の売上金額が前年同期間の売上金額の70%以下である場合（上記(1)又は(2)に該当する場合を除きます。）

確認事項	① 中小企業信用保険法第2条第5項の該当事由(1号・2号)及び特定日 <sup>(注)</sup> (注) 特定日とは、中小企業信用保険法第2条第5項第1号の事由が発生した日又は同項第2号の事業者が同号の経済産業大臣の指定した事業活動の制限を実施した日をいいます。	<input type="checkbox"/> 1号該当 <input type="checkbox"/> 2号該当 特定日：平成 年 月 日
	② 特定日の1年前の日から同日以後6か月を経過する日までの間における売上金額	円
	③ 特定日から特定日以後6か月を経過する日までの間における売上金額	円
	④ $(③ \div ②) \times 100$	70%以下で、 あれば適用可。 → %

### (4) 中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号のいずれかの事由に該当し、特定日以後6か月間の売上金額が前年同期間の売上金額の70%以下である場合（上記(1)、(2)又は(3)に該当する場合を除きます。）

確認事項	① 中小企業信用保険法第2条第5項の該当事由(3号・4号)及び特定日 <sup>(注)</sup> (注) 特定日とは、中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の経済産業大臣の指定する事由が発生した日をいいます。	<input type="checkbox"/> 3号該当 <input type="checkbox"/> 4号該当 特定日：平成 年 月 日
	② 特定日の1年前の日から同日以後6か月を経過する日までの間における売上金額	円
	③ 特定日から特定日以後6か月を経過する日までの間における売上金額	円
	④ $(③ \div ②) \times 100$	70%以下で、 あれば適用可。 → %

※ 上記(3)又は(4)に該当する場合には、今後各年の売上割合及び雇用割合を税務署に届け出る必要があります。

関与税理士

電話番号

《記載要領等》

1 届出をする必要のある方

この届出書は、認定贈与承継会社、認定承継会社又は認定相続承継会社が災害等により被害を受けた場合において、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第70条の7第30項、第70条の7の2第31項、第70条の7の4第16項の規定の適用を受けようとするときに、これらの規定の適用を受けたい旨及び財務省令で定める事項を記載し、添付書類とともに税務署長に届け出るために使用します。

届出書の2(1)の「災害によって被害を受けた事業用資産が総資産の30%以上である場合」に該当する場合には、経営（贈与・相続）承継期間（災害等が発生した日以後の期間に限り、以下同じです。）内において、措置法第70条の7第3項第2号（第70条の7の2第3項第2号、第70条の7の4第3項）の雇用が確保されているものとする一定の数を下回ったとき（以下「雇用確保要件を満たさなくなったとき」といいます。）、及び措置法第70条の7第3項第9号（第70条の7の2第3項第9号、第70条の7の4第3項）の一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当することとなったとき（以下「資産管理会社非該当要件を満たさなくなったとき」といいます。）であっても納税猶予を継続できます。また、（贈与）特定期間内において、資産管理会社非該当要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できます。

届出書の2(2)の「災害によって被害を受けた事業所で雇用されていた常時使用従業員の数が常時使用従業員の総数の20%以上である場合（上記(1)に該当する場合を除きます。）」に該当する場合には、経営（贈与・相続）承継期間内において、その災害によって被害を受けた事業所の雇用確保要件（災害によって被害を受けた事業所以外の事業所等の雇用確保要件は通常どおり満たす必要があります。）及び資産管理会社非該当要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できます。また、（贈与）特定期間内において、資産管理会社非該当要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できます。

届出書の2(3)の「中小企業信用保険法第2条第5項第1号又は第2号のいずれかの事由に該当し、特定日以後6か月間の売上金額が前年同期間の売上金額の70%以下である場合（上記(1)又は(2)に該当する場合を除きます。）」に該当する場合には、経営（贈与・相続）承継期間内において、売上金額に応じた一定の雇用が確保されているときには、雇用確保要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できます。

届出書の2(4)の「中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号のいずれかの事由に該当し、特定日以後6か月間の売上金額が前年同期間の売上金額の70%以下である場合（上記(1)、(2)又は(3)に該当する場合を除きます。）」に該当する場合には、経営（贈与・相続）承継期間内において、売上金額に応じた一定の雇用が確保されているときには、雇用確保要件及び資産管理会社非該当要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できます。また、（贈与）特定期間内において、売上金額に応じた一定の雇用が確保されているときには、資産管理会社非該当要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できます。

(注) 1 「認定贈与承継会社」とは措置法第70条の7第2項第1号に規定する会社を、「認定承継会社」とは措置法第70条の7の2第2項第1号に規定する会社を、「認定相続承継会社」とは措置法第70条の7の4第2項第1号に規定する会社をいいます。

2 「経営（贈与・相続）承継期間」とは、措置法第70条の7第2項第6号（第70条の7の2第2項第6号、第70条の7の4第2項第5号）に規定する経営（贈与・相続）承継期間をいいます。

3 「（贈与）特定期間」とは、次の期間をいいます。

① 災害が発生した日が経営（贈与・相続）承継期間内である場合には、経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日から災害等が発生した日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日以後10年を経過する日までの期間をいいます。なお、最初の経営（贈与・相続）報告基準日が当該災害が発生した日後に到来する場合にあっては、当該経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から同日以後10年を経過する日までの期間をいいます。

② 災害が発生した日が経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後である場合には、当該災害が発生した日の直前の特定基準日（経営（贈与・相続）承継期間の末日から1年を経過するごとの日をいいます。）の翌日から同日以後10年を経過する日までの期間をいいます。なお、最初の特定基準日が当該災害が発生した日後に到来する場合にあっては、経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日から同日以後10年を経過する日までの期間をいいます。

4 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、措置法第70条の7第2項第7号（第70条の7の2第2項第7号、第70条の7の4第2項第6号）に規定する経営（贈与・相続）報告基準日をいいます。

5 雇用確保要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できる場合の「売上金額に応じた一定の雇用が確保されているとき」とは、右表の「雇用割合の平均値」が、同表の「売上割合の平均値」の区分に応じた値以上である場合をいいます。

売上割合の平均値	雇用割合の平均値
70%未満	0%
70%以上100%未満	40%
100%以上	80%

資産管理会社非該当要件を満たさなくなったときであっても納税猶予を継続できる場合の「売上金額に応じた一定の雇用が確保されているとき」とは、右表の「雇用割合」が、同表の「売上割合」の区分に応じた値以上である場合をいいます。

売上割合	雇用割合
70%未満	0%
70%以上100%未満	40%
100%以上	80%

2 届出期限

- (1) 非上場株式等を贈与により取得した場合：災害等の発生した日から10か月を経過する日
- (2) 非上場株式等を相続又は遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得した場合
  - イ 災害等の発生した日前に相続等があったとき：災害等の発生した日から10か月を経過する日
  - ロ 災害等の発生した日から同日以後1年を経過する日までに相続等があったとき：相続税の申告書の提出期限

3 書き方等

- (1) 「1 災害等により被害を受けた会社に関する事項」
 

災害等により被害を受けた会社について、その名称、会社の種別、本店の所在地、特例対象の非上場株式等の取得年月日等について記載してください。
- (2) 「2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様」
 

災害等により被害を受けた会社の被害の態様に(1)から(4)のいずれかの「確認事項」欄を記載してください。

4 添付書類

「2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様」の(1)から(4)に応じて次のいずれかの書類を提出してください。

	添付書類	チェック欄
(1)	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「円滑化省令」といいます。）第13条の2第3項の <u>確認書</u> （同条第1項第1号に係るものに限り、）の写し及び同条第2項の規定により都道府県知事に提出した同項の <u>申請書</u> （同号に係るものに限り、）の写し	<input type="checkbox"/>
(2)	円滑化省令第13条の2第3項の <u>確認書</u> （同条第1項第2号に係るものに限り、）の写し及び同条第2項の規定により都道府県知事に提出した同項の <u>申請書</u> （同号に係るものに限り、）の写し	<input type="checkbox"/>
(3)	円滑化省令第13条の2第3項の <u>確認書</u> （同条第1項第3号又は第4号に係るものに限り、）の写し及び同条第2項の規定により都道府県知事に提出した同項の <u>申請書</u> （これらの号に係るものに限り、）の写し	<input type="checkbox"/>
(4)	円滑化省令第13条の2第3項の <u>確認書</u> （同条第1項第5号又は第6号に係るものに限り、）の写し及び同条第2項の規定により都道府県知事に提出した同項の <u>申請書</u> （これらの号に係るものに限り、）の写し	<input type="checkbox"/>

(注) 「非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（災害等免除）」とこの届出書を一緒に提出する場合において、既にこの届出書を提出したことがあるときは、この届出書の添付書類を重ねて提出する必要はありません。